

平成31年4月25日

第2・3学年保護者様

埼玉県立川口高等学校

## 授業料・諸会費の減免について

標記について下記のとおりご案内申し上げます。

**授業料については原則「高等学校就学支援金制度」が適用されますので、  
授業料の減免は「高等学校就学支援金制度」を受けられない方のみが対象です。**

### 1 減免の対象者要件

- (1) 保護者が平成31年度の市町村民税所得割額の納税義務を負わない（非課税）者で、  
納入が困難な者
  - ※ さいたま市から市民税を課されている者においては、税源移譲前の税率で算出した市民税所得割額が確認の対象になります
- (2) 児童扶養手当を県の基準額以上受けている者（裏面をご覧ください）
- (3) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属するもの
- (4) 児童福祉法第41条又は第44条に規定する施設に入所している者又は同法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者又は家庭裁判所の選任により未成年後見人となった法人に身上監護されている者
- (5) 以下に該当し、納入が困難となった者
  - ア 保護者が天災その他不慮の災害を受けた者
  - イ 保護者が死亡、又は長期の傷病にかかった者
  - ウ 保護者の失職、転職等により家計が急変した者
  - ※ ア～ウについては事実発生日や期間等の条件がございます

### 2 申出期限

減免を申請される方は、**5月31日（金）**までに事務室へお越してください。申請に係る書類をお渡します。なお、生徒本人が受領いただいてもかまいません。翌年2月25日（月）まで随時受け付けておりますが状況が分かり次第、お早めに事務室へお申し出ください。

川口高校 事務室 担当 渡辺

電話 048-282-1615 平日 8時30分から16時55分まで

減免審査に係る児童扶養手当額について

受給対象児童数	一月あたりの受給額
1人	31,440円
2人	44,040円
3人	50,230円
4人	56,580円
5人	63,040円
6人	69,610円
7人	76,350円

こちらの額以上受給されている方は、減免対象者です。